

人間文化研究機構人間文化研究創発センター運営委員会設置要項

令和4年3月28日

人間文化研究機構規程第162号

(設置)

第1条 人間文化研究機構人間文化研究創発センター組織運営規程第8条の規定に基づき、人間文化研究創発センター（以下「創発センター」という。）に創発センター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、本要項の定めるところによる。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) センター長
- (2) 機構が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）の長が機関を代表する者として推薦する研究教育職員 各1名
- (3) 機構長が委嘱する機構外の学識経験者
- (4) その他機構長が必要と認める者

2 前項第3号の委員の数は、委員総数の半数以上とする。

3 創発センター組織運営規程に定めるもののほか、委員会に、創発センター研究員の人事選考を行うための選考委員会を置くことができる。

4 前項に規定する選考委員会の運営に関し必要な事項は委員会において定める。

(任期)

第3条 前条第1項第1号の委員を除き任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 創発センターの運営に関すること。
- (2) 基幹研究プロジェクト（機関拠点型を除く）及び共創先導プロジェクトに関すること。
- (3) 創発センターの予算に関すること。
- (4) 創発センター研究員の人事に関すること。
- (5) その他創発センターに関する重要事項

(企画調整会議への委任)

第5条 委員会は、委員会が別に定めるところにより、前条の審議事項に関する権限の一部を、創発センター組織運営規程第9条に規定する企画調整会議に委任することができる。

(運営)

第6条 委員会はセンター長が主宰する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席を得て開催し、議事は出席委員の過半数により決する。
- 3 センター長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 その他委員会の運営に関し必要な事項は委員会において定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本部事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は機構長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要項によって選出される最初の委員に係る任期は、第3条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。